

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【企業局】		総務企画課	
○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程		〃	
○ 岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程		〃	
○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程		〃	
○ 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程		〃	
○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程		〃	
○ 岡山県企業局文書保存分類表の一部改正（以上県例規集登載）		〃	

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十四章 高齢者部分休業（第八十二条―第八十五条）
附則」に改める。

第四条第二項中「介護休暇」の下に「、介護時間若しくは子育て支援時間」を加え、同条第三項中「の承認」を「又は第八十二条第一項に規定する高齢者部分休業の承認」に改める。

第五条の二第一項中「までの子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び当該児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親としては当該児童を委託することができない職員に、同条第一号に規定する養育里親に対するものとして同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童を含む。第十五条の二を除き、以下同じ。）」を加え、「事務」を「業務」に、同条第三項中「事務」を「業務」に改め、同条第五項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該請求に係る第一項に規定する子のうち実子又は養子でない者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより特別養子縁組の成立前の監護対象者

等でなくなつた場合

第五条の三第一項中「この条において」を削り、同条第二項中「及び第五項第四号」を「並びに第五項第四号及び第五号」に改める。

第五条の四第一項中「除く」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第二項中「第六十一条第十九項」を「第六十一条第二十三項」に改め、同条第七項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

第五条の四の次に次の一条を加える。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限等）

第五条の五 管理者は、要介護者のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない。

2 前条（第一項、第七項第四号及び第八項第二号を除く。）の規定は、前項に規定する職員について準用する。この場合において、同条第二項中「様式第一号の二の二」とあるのは「様式第一号の二の四」と、「第六十一条第二十三項」とあるのは「第六十一条第二十四項において準用する同条第二十三項」と、同条第三項中「措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の正常な運営を妨げる」と、同条第四項中「措置を講ずる」とあるのは「業務の正常な運営を行う」と、同条第七項第一号及び第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第九項中「様式第一号の二の三」とあるのは「様式第一号の二の五」と読み替えるものとする。

第十一条中「及び介護休暇」を「、介護休暇、介護時間及び子育て支援時間」に改める。

第十五条第一項第十号中「が生後満三年に達しない生児」の下に「（民法第八百七条の二第一項の規定により職員又は配偶者が当該職員又は配偶者との間における同項に

規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員又は配偶者が現に監護するもの、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員又は配偶者に委託されている生児及び当該生児の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親としては当該生児を委託することができない職員又は配偶者に、同条第一号に規定する養育里親に対するものとして同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている生児を含む。以下この号において同じ。」を加える。

第十五条の二第一項中「与えた場合」の下に「における休暇」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 介護休暇の期間は、管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この条及び次条第一項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

第十五条の二第五項中「介護休暇を受けた場合において」を「職員は」に、「介護休暇の期間」を「指定期間」に、「職務復帰届（様式第三号の三）により」を「その旨を」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「管理者は、」の下に「指定期間の指定の申出及び」を加え、「当該申請」を「当該申出及び申請」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「ときは」の下に「指定期間の指定後において」を加え、「介護休暇申請書（様式第三号の二）」を「介護休暇承認申請書（様式第三号の三）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項の次に次の七項を加える。

3 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

4 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間（第十五条の三第一項に規定する介護時間をいう。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

5 指定期間の指定を希望する職員は、介護休暇指定期間申出書（様式第三号の二）により、管理者に対し申し出なければならない。

6 管理者は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第九項において「申出の期間」という。）を指定期間として指定するものとする。

7 職員は、現に指定されている指定期間を延長し、又は短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を管理者に対し申し出なければならない。

8 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、現に指定されている指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

9 第六項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は現に指定されている指定期間の末日の翌日から第七項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり管理者が定めるところにより介護休暇を承認することができることが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が管理者の定めるところにより介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

（介護時間）

第十五条の三 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、三十分とする。

4 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（第六十六条第一項に規定する部分休業若しくは第十一条に規定する子育て支援時間又は第十五条第一項第十号に規定する特別休暇（以下「育児時間」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、二時間から当該部分休業若しくは

子育て支援時間又は育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間で管理者が承認を与えた場合における休暇とする。

5 職員は、介護時間を受けようとするときは、介護時間承認申請書（様式第三号の四）により、承認を受けなければならない。

6 前条第十一項の規定は、介護時間について準用する。

7 職員は、介護時間の期間が満了したとき又は当該期間の途中で介護時間を受ける必要がなくなつたときは、その旨を届け出なければならない。

（子育て支援時間）

第十五条の四 子育て支援時間は、職員（育児短時間勤務職員等及び第六十六条第一項に規定する部分休業の承認を受けた職員を除く。）がその小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの子（当該職員との間において、育児休業法に基づく育児休業等の対象となる子と同様の関係にある子をいう。）を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援時間の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て支援時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

4 育児時間又は介護時間を承認されている職員に対する子育て支援時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間及び介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 職員は、子育て支援時間を受けようとするときは、子育て支援時間承認申請書（様式第三号の五）により、承認を受けなければならない。

6 第十五条の二第十一項及び前条第七項の規定は、子育て支援時間について準用する。

7 子育て支援時間の承認は、当該子育て支援時間の承認を受けている職員が産前産後休暇（第十五条第一項第八号に規定する特別休暇をいう。）の始期に達し、若しくは出産した場合、休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該承認に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合には、その効力を失う。

8 管理者は、子育て支援時間の承認を受けている職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すものとする。

- 一 当該承認に係る子を養育しなくなつたとき。
 - 二 当該承認に係る子以外の子について、育児休業法第二条第一項の規定により育児休業を承認しようとするとき。
 - 三 当該承認に係る子以外の子について、育児休業法第十条第一項の規定により育児短時間勤務を承認しようとするとき。
 - 四 当該承認に係る子以外の子について、第六十六条第一項の規定により部分休業を承認しようとするとき。
 - 五 現に承認を受けている子育て支援時間の内容と異なる内容の子育て支援時間を承認しようとするとき。
- 第六十六条第三項中「三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について第十五条第一項第十号に規定する特別休暇」を「育児時間又は介護時間」に、「当該特別休暇の」を「当該育児時間及び介護時間を承認されている」に改める。
- 第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 高齢者部分休業

（高齢者部分休業）

第八十二条 管理者は、当該職員の定年から五年を減じた年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が当該年齢に達した日（以下この章において「基準日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、管理者が定める時間を単位として行うものとする。

3 第七十五条第一項の規定は、高齢者部分休業について準用する。

（高齢者部分休業の承認の申請手続）

第八十三条 高齢者部分休業の承認の申請は、管理者が別に定める様式により、高齢者部分休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。ただし、基準日から基準日の属する年度の翌年度の四月一日までの期間が一月に満たない職員が、基準日から一月を経過するまでの期間内の日から高齢者部分休業を始めようとする場合には、高齢者部分休業を始めようとする日までの間において、速やかに行うものとする。

（高齢者部分休業の休業時間の延長）

第八十四条 管理者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申請があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる。

2 前条本文の規定は、休業時間の延長の申請について準用する。
（高齢者部分休業の承認の取消し等）

第八十五条 管理者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となつた場合において、別に定める様式により、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

「☐ 養育することができる当該子の親である配偶者がいること
様式第一号の二中 となつた。」

「☐ 養育することができる当該子の親である配偶者がいること
となつた。」

☐ 子についての民法（明治29年法律第89号）第817条の2
第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。 となつた。

☐ 子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年
法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解
除された。 」

様式第一号の二三中

「☐ 同居しなくなつた。」を

「☐ 同居しなくなつた。」

☐ 子についての民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1
項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。 となつた、同様の

☐ 子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律
第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。」

次に次の二様式を加える。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第 1 号の 2 の 4 （第 5 条の 5 関係）

時間外勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者

殿

請求者

所属課（所）名	
職 名	
氏 名	

次のとおり介護のため時間外勤務の制限を請求します。

要介護者に関する事項	氏 名		続 柄		年 齢	
	同居 別居	の別 ☐ 同居 ☐ 別居	介護が必要となつ た時期		年 月 日	
	要介護者の状態及び具体的介護の内容					
請求に係る期間	年 月 日から ☐ 1 年 ☐ 月（12月に満たないものに限る。）					

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第 1 号の 2 の 5 (第 5 条の 5 関係)

介護の状況変更届

届出年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

届出者	所属課 (所) 名	
	職 名	
	氏 名	印

次のとおり時間外勤務の制限に係る要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

届 出 の 事 由	☐ 要介護者が死亡した。 ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由：) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 介護することができる同居の親族がいることとなった。
届出の事実が 発生した日	年 月 日
備 考	

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第三号の二及び様式第三号の三を次のように改める。

平成 29 年 3 月 31 日 岡山県公報 号外

様式第3号の2（第15条の2関係）

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	台帳
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)	班			担当	出勤簿
次のとおり承認してよろしいか。 介護休暇指定期間申出書 岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第15条の2第5項の規定により、次のとおり申し出ます。 年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿 所属課（所）名 職 氏名 印							
要介護者に関する事項	氏名			続柄		年齢	
	同居 別居 の別	☐ 同居 ☐ 別居	介護が必要となつた時期		年 月 日		
要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
指定を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）						
介護休暇の予定	☐ 毎日（ 時 分～ 時 分） ☐ その他（ ）						
これまでの指定期間	前 回 年 月 日～ 年 月 日（ 日間） 前々回 年 月 日～ 年 月 日（ 日間）						

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第 3 号の 3 (第15条の 2 関係)

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	台帳
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)	班			担当	出勤簿
次のとおり承認してよろしいか。							
介護休暇承認申請書 岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第 1 号）第15条の 2 第10項の規定により、次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿 所属課（所）名 職 氏名 印							
要介護者に関する事項	氏名			続柄		年齢	
	同居 別居の別	☐ 同居 ☐ 別居	介護が必要となつた時期		年 月 日		
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 回目） （ 年 月 日付け， 第 号で指定）						
申請期間及び時間	期間			時間			
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 （ ）		時 分～ 時 分 時 分～ 時 分			
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 （ ）		時 分～ 時 分 時 分～ 時 分			
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 （ ）		時 分～ 時 分 時 分～ 時 分			
備考							

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第三号の三の次に次の二様式を加える。

平成 29 年 3 月 31 日 岡山県公報 号外

様式第 3 号の 4 （第 15 条の 3 関係）

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	台帳
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)	班			担当	出勤簿
次のとおり承認してよろしいか。							
介護時間承認申請書 岡山県企業局職員就業規則（昭和 42 年岡山県企業管理規程第 1 号）第 15 条の 3 第 5 項の規定により，次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿 所属課（所）名 職 氏名 印							
要介護者に関する事項	氏名			続柄		年齢	
	同居 別居の別	☐ 同居 ☐ 別居	介護が必要となつた時期		年 月 日		
要介護者の状況及び具体的な介護の内容	〔 介護休暇に係る指定期間の有無 ☐ 無・☐ 有（ 年 月 日～ 年 月 日） 〕						
申請期間及び時間	期間			時間			
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分				
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分				
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分				
備考							
担当者記入欄	上記の要介護者に係る介護時間についての連続する 3 年以内の期間 年 月 日～ 年 月 日						

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第 3 号の 5 （第15条の 4 関係）

管理者	局長	次長	総務企画課長	総務班長	班	担当	台帳
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)	班			担当	出勤簿
次のとおり承認してよろしいか。							
子育て支援時間承認申請書 岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第 1 号）第15条の 4 第 5 項の規定により，次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県公営企業管理者 殿 所属課（所）名 職 氏名 印							
申請に係る子 に関する事項	氏名				続柄等		
	生年月日				年齢		
申請期間及び 時間	期間			時間			
	年 月 日	☐ 毎日			時 分～	時 分	
	～ 年 月 日	☐ その他			時 分～	時 分	
		()					
	年 月 日	☐ 毎日			時 分～	時 分	
	～ 年 月 日	☐ その他			時 分～	時 分	
		()					
	年 月 日	☐ 毎日			時 分～	時 分	
	～ 年 月 日	☐ その他			時 分～	時 分	
		()					
配偶者の就業 の有無	☐ 有・ ☐ 無						
備考							

様式第十二号中「続 柄」や「続 柄 等」に改める。
様式第十三号中

- 「☐ 休業に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。
- ☐ 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ その他」

や

- 「☐ 休業に係る子と離縁した。
- ☐ 休業に係る子との養子縁組が取り消された。
- ☐ 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ 休業に係る子についての民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- ☐ 休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。

☐ その他」

に改める。

様式第十二号の二及び様式第十三号中「続 柄」や「続 柄 等」に改める。

様式第十九号を次のように改める。

平成 29 年 3 月 31 日 岡山県公報 号外

様式第19号（第80条関係）

配偶者同行休業承認申請書

申請年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

所属課（所）名

職 氏名

印

次のとおり配偶者同行休業の承認を申請します。
期間の延長

1	申請の区分	☐ 配偶者同行休業の承認（2，3，4及び6に記入） ☐ 期間の延長（2，3，5及び6に記入）（ ☐ 再度の延長）
2	氏名	
	職業	
	申請時の所属先の名称（所在地）	（ ）
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称（所在地）	（ ）
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで （うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで）
6	備考	

- （注） 1 この申請書には，配偶者の外国滞在事由及びその期間を確認することができる書類を添付すること。
- 2 期間の再度の延長を申請する場合には，「2 申請に係る配偶者の氏名等」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄（ ）内に，当該延長を申請する理由その他公営企業管理者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は，申請時点で未定の場合は「未定」と記入し，申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め，届け出ること。
- 4 「6 備考」欄には，以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間），配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該延長を申請する理由その他公営企業管理者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 5 該当する口には，レ印を記入すること。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程

岡山県企業局公印規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条二項中「公印使用簿」を「公印特別使用簿」に改める。

別表中

岡山県公営企業管理者印				岡山県公営企業管理者印			
総務企画課長				総務企画課長			
総務班総括主任				総務班総括主任			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二の四	二の三	二の二	二	二の四	二の三	二の二	二
方	方	方	方	方	方	方	方
一五ミリメートル	二七ミリメートル	一五ミリメートル	二七ミリメートル	一五ミリメートル	二七ミリメートル	一五ミリメートル	二七ミリメートル

を

岡山県公営企業管理者印				岡山県公営企業管理者印			
総務企画課長				総務企画課長			
総務班総括主任				総務班総括主任			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二	二の三	二の二	二の四	二	二の三	二の二	二の四
方	方	方	方	方	方	方	方
二七ミリメートル	一五ミリメートル	二七ミリメートル	二七ミリメートル	二七ミリメートル	一五ミリメートル	二七ミリメートル	二七ミリメートル

岡山県公営企 業管理者職務 代理者印		総務企画課 主任	
		総務班総括	
〃 二の六		〃 二の五	
方 一五ミリメートル		方 二七ミリメートル	

に改める。

別図中二の四を二の六とし、二の三を二の五とし、二の二の次に次のように加える。

※ 印影（別図二の三及び別図二の四）については、省略

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の費用の部中「~~第40条~~」を「~~第36条~~」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第四号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐 藤 一 雄

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)8の項1中「4,000万円」を「2億円」に改め、同1中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 1件8,000万円未満のもの	次長
--------------------	----

別表第一(1)9の項1中「2,000万円」を「4,000万円」に改め、同1中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 1件2,000万円未満のもの	次長
--------------------	----

別表第一(2)に次のように加える。

3 工業用水道施設（勝中央工業用水道を除く。）の給水制限又は停止の決定（軽易又は定例的なものに限る。）	
---	--

別表第三11の項(1)中「1,000万円未満」を「2,000万円未満」とし、「工事」を「工事（土木一式工事及び建築一式工事については、1件1,000万円未満の工事に限る。）」とし、「1件1,000万円以上となる場合」を「これらの額を超える場合」と改め、同表2の項中「700万円」を「1,000万円」と改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐 藤 一 雄

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

工業用水道事務所	
所長	六種

を

工業用水道事務所

所長

五種

に改める。

第五条第二項中「総務企画課長」の下に「又は工業用水道事務所長」を加える。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県企業訓令第一号

企業局一般

岡山県企業局文書保存分類表（平成八年岡山県企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

A総括の表3情報公開の部1総括の項中

2		例規	永

を

に改め、同表4人事の部1総括の項中

2	例規	永
3	個人情報取扱事務登録簿	永

を

11	労働組合	3
----	------	---

に改め、同表5企画調整の部2企画調整の項中

11	労働組合	3
12	人事評価	5

を

5	議会	3
---	----	---

に改め、同部に次のように加える。

5	議会	3
6	事業概要	5

3	事務管理	1	総括 事務改善	5
2				5

A 総括の表に次のように加える。

9	公聴広報	1	総括	1	総括 P R 事業	3
				2		3

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。